


「被保険者が受取人となる保険金等の
代理請求特約」の発売について

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）では、平成 18 年 11 月 28 日より、入院給付金等の被保険者が受取人となる各種保険金・給付金等について、包括的に代理請求の対象とした「被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約」を発売いたします。

この特約は、入院給付金等の被保険者が受取人となる保険金・給付金等の支払事由が生じ、被保険者が保険金・給付金等を自ら請求できない特別な事情（病名もしくは余命の不承知または意思能力の喪失等）がある場合に、被保険者に代わって、所定の代理人が保険金・給付金等を請求できる特約です。

この特約の付加によって、治療費等が必要なときに入院給付金等をスムーズにお支払いすることが可能になるため、被保険者ご本人の安心はもちろんのこと、被保険者のご家族の安心もサポートいたします。

なお、この特約に関しては、追加の保険料を頂戴することなく、付加することができ、また、既にご加入いただいている契約への中途付加もお取り扱いします。

当社では、「品質保証新宣言」においても表明しているとおり、引き続き、お客さまの一層の利便性向上を追及するとともに、保険金・給付金等を正確にお支払いするという生命保険会社の使命にお応えしてまいります。

1.開発の趣旨・背景

当社では、従来から一部の保険金・給付金等について、病名もしくは余命の不承知または意思能力の喪失等により、受取人である被保険者が保険金・給付金等を自ら請求できない場合に、被保険者に代わって、所定の代理人が保険金・給付金等を請求できる代理請求制度を導入しています。

しかし、入院給付金等については、代理請求制度が適用されないために、受取人である被保険者が意思能力の喪失等により給付金を自ら請求できない場合等、スムーズな給付金の支払いが困難となりうる可能性がありました。

そこで今回、お客さまの一層の利便性向上を目的として、現行の代理請求制度の適用対象である特定疾病保険金および高度障害保険金等に加え、**被保険者が受取人となる入院給付金等の各種保険金・給付金等について包括的に代理請求制度の対象とした**「被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約」を発売しました。

2.特約の内容

契約者が被保険者の同意を得て、「被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約」を付加した場合、保険金・給付金等の代理請求については、つぎのとおり取り扱います。

(1) 代理請求できる場合

この特約の付加日以後に、被保険者が受取人となる保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、かつ、その受取人が保険金・給付金等を自ら請求できない次の特別な事情があるときは、所定の代理人が保険金・給付金等を請求することができます。

- ・ 被保険者が、事故や病気で寝たきり状態となり、被保険者本人が、保険金・給付金等を請求する意思表示ができないとき
- ・ 被保険者ご本人が、「がん」等の病名や余命6か月以内であることを知らされていないため、被保険者本人が、保険金・給付金等を請求できないときなど

保険金・給付金等の受取人が法人である場合には、保険金・給付金等の代理請求はできません。
この特約の付加日前に支払事由が生じた保険金・給付金等の代理請求はできません。

例えばこんなとき

事故や病気で寝たきり状態となり、被保険者ご本人が、意思表示ができない場合



例えばこんなとき

「がん」等の病名や余命6か月以内であることを、被保険者ご本人が知らず、ご家族のみが知っている場合

生活習慣病による入院給付金
特定疾病保険金
リビング・ニーズ特約による
特定状態保険金 等



(2) 代理請求の対象となる保険金・給付金等

現行の制度では、特定疾病保険金、特定状態保険金、高度障害保険金および介護給付金等に限定していた代理請求の対象範囲を被保険者が受取人となる入院給付金をはじめとした各種医療給付・生前給付全般に拡大します。

<代理請求の対象となる保険金・給付金等の範囲>

- ・ 被保険者が受取人となる各種医療給付・生前給付【入院給付金・手術給付金等】
- ・ 被保険者と契約者が同一人である場合の生存給付金・満期保険金・年金等
- ・ 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料払込の免除

すえ置かれた保険金・給付金等は対象となりません。

(3) 所定の代理人

保険金・給付金等を代理請求できる所定の代理人は、以下の要件を必要とします。

- ・ **すでに指定代理請求人が指定されているときは、その人。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。**
- ・ **上記に該当する人がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人**

主契約の死亡保険金受取人が代理人の場合、該当する代理人が2人以上のときは、共同請求となります。

故意に保険金・給付金等の支払事由を生じさせた人または故意に被保険者を保険金・給付金等を請求できない状態に該当させた人は代理人になることはできません。

(4) その他のポイント

この特約は新たに契約にご加入いただくときに付加するだけでなく、**既にご加入いただいている契約への中途付加もお取り扱いいたします。**

この特約の追加保険料は必要ありません。

この特約は変額年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険「積立年金『しあわせ物語』」、予定利率変動型無配当個人年金保険「ニュー・マイライン」や法人契約等には付加できません。

この特約の解約は可能ですが、解約後の再付加は取り扱いません。

以上

この資料は商品（特約）の概要を説明したものです。本特約は主契約に付加してご契約いただきますので、単独でご加入いただくことはできません。ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書（契約概要）」など会社所定の資料を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」「ご契約のしおりー定款・約款」を必ずご覧ください。

<ご加入中の契約に本特約を中途付加する場合>

中途付加のご検討にあたっては専用のパンフレット等、会社所定の資料を必ずご覧ください。

また、お手続きの際には「被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約 しおりおよび特約条項」を必ずご覧ください。